発行所: 一般社団法人東京都病院協会 / 発行人: 河北博文 〒101-0062 千代田区神田駿河台2-5 東京都医師会館内306号 TEL:03-5217-0896 / FAX:03-5217-0898 / URL: http://www.tmha.net / E-mail: tmha@mri.biglobe.ne.jp

たします。

東京都病院協会 医療共済制度 引受保険会社

メットライフアリコ 法人営業統括部 生命保険株式会社

東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラル 4階 TEL: 03-5637-5250

2012年(平成24年)7月31日

第183号

平成

一十四年六月二十二日

百五十

四通分の「受任通知」

総務委員会

東京電力電気料金値上げへの対応について

経過報告

毎月1回 定価 200円(会員購読料は会費含む)

委任状受付数

| 平成24年7月13日現在 | | | | | | |
|--------------|-----|-----|--|--|--|--|
| 東京都 | 会員 | 134 | | | | |
| 果果的 | 非会員 | 64 | | | | |
| 神奈川県 | 29 | | | | | |
| 千葉県 | 15 | | | | | |
| 埼玉県 | 31 | | | | | |
| 茨城県 | 9 | | | | | |
| 栃木県 | 7 | | | | | |
| 群馬県 | | 9 | | | | |
| 山梨県 | | 3 | | | | |
| 静岡県 | | 5 | | | | |
| | 合計 | 306 | | | | |

を弁護士に一本化 値上げに関するお する旨の要請です。 書では、 がの 東京電力の回 画に基づき 理由等につ 電気料金 総合特別

いての受任通知を発信)。 (七月二十日、追加の二十八通分につ 電力宛に受任通知を発信いたしました 契約)であり、同日、弁護士から東京 五十四通 (電気供給契約数三百六十九 六月二十二日付の受任通知の内 六月二十二日時点での委任状は二百 委任を受けたことの通知と

ること、 ては、 件に関する一切の連絡および交渉窓口 頼人と東京電力の各事業所の担当者で 気受給契約に基づいた電気料金につい 個別に協議・交渉を行うことなく、 ること、そして 本件に関しては各依 使用量に応じて支払う意思があ 依頼人としては、従前の雷 本

理事会報告(7月) 東京電力電気料金値上げに対する委任状は、多勢の方々

継続的供給契約である電気需給契約に

のご賛同を得て都内198件(会員:134件、非会員:64件) 都外108件の計306件が集まりました。平成24年6月22日付 で法律事務所から東電に対し、委任の受任通知を行なった ところ、7月10日付で東電から法律事務所に回答が届きま した。東電の回答の中に「電気受給契約」に基づく契約の 特定願いがあり、現在対応中です。

会員病院現況調査は、現段階で315病院(90%)から施 設表の提供がありました。

未提出の病院に対しては、引き続き提供をお願いしてい るところです。ご協力をお願い致します。最終的な集計に 関しては、総務委員会で検討中です。

例年行われている平成25年度東京都への予算要望の原案 については、理事会において承認されました。7月20日ま でに最終確認を行った上で、東京都医師会に提出すること としました。

今年度の経営塾は、9月開催の全日本病院協会学会を配 慮して、10月スタートの開校となります。開始が遅れた分 は、3月に2回開催し、年度内に全11回の開催を予定してお ります。詳細は後日ご案内致します。

院内の幹部や幹部候補の積極的な参加をご検討下さい。

対し受任通知を発信し、七月十日、 通に上っています。平成二十四年六月 り、その数は七月十三日現在で三百六 から弁護士への委任状が集まってお の呼びかけに呼応して多くの医療機関 の電気料金値上げに対しては、当協会 ので、ここまでの状況について報告い 京電力からの回答書が届いております |十二日付で、弁護士より東京電力に 東京電力 ついては、 力からは、電気料金の値上げを行う合 のが必要であるにも拘らず、 れる合理的な理由の程度は、 ば、契約更新を拒絶するために求めら 上貴社の独占状態にあることに鑑みれ はできず、 によって、 い限り、東京電力の一方的な意思表示 特に電力事業について事実 契約の更新を拒絶すること 合理的な理由が認められ

れていない状況下では、 理性についてすら具体的な説明がなさ 従前の電気受 高度なも 東京電

発信いたしました。

継続的供給契約については、 東京電力の電気供給義務について

要な情報を十分に開示した上での説明

東京電力からの説明はいまだに必

にならないように注意しているとこ 説明するなどして、優越的地位の濫用

頼人に対し電気の供給を行う義務があ 給契約が継続しており、東京電力は依

> はなく、「別段の意思表示」に基づい の内容について説明をしてきたこと 日付で「通知書兼質問及び要望書」 給契約に基づく料金の請求はできない いしたいこと、従って、従前の電気需 ζ Ιţ 会をはじめ複数の医療関係団体に対し こと等が示されています。 今回の電気料金の値上げについて これを受け、弁護士から七月二十四 都度、 新しい電気料金による契約をお願 従前の契約と同一条件での継続で を

本紙六月号で既報の通り、

主張は以下の三点

ては、 て必要な情報を十分に開示したうえで の引上げ等の取引条件の変更にあたっ 的地位にあることを認定し、電気料金 力の説明責任について 公正取引委員会は、東京電力が優越 電気料金の値上げに関する東京電 当該条件を提示した理由につい

とから、電気供給契約の更新拒絶につ があることから、合理的な理由が認め いては事実上、同社が独占しているこ 電力の供給区域における電力事業につ 付の公正取引委員会の注意でも、 る。また、平成二十四年六月二十二 ことはできないと判例でも示されてい は需要者に多大な損害を及ぼすおそれ が恣意的に取引の打ち切りをすること いては高度な合理性が必要である。 契約の更新を拒絶する 東京 百

値上げのお願いについては、日本医師 料費等のコスト増分を賄い、 さらに徹底した経営合理化に取り組 状況であること、このたびの電気料金 営状況を解消することは極めて困難な 最大限コストダウンに努めても燃 値上げの理由と経営合理化 深刻な経

られない限り、

をしておりま

定の電気料金を支払う旨の

き続き状況のご報告を

いたし 今後

件に関しまし

そは、

ŧ

て頂け

れば、

支払期日までに

の要請を行い、

請求書を送付

上げ なっていない 要請に応じることはできな 中 電 **気料金値**

受付

児

2救急医療における

院内トリア

Ī

ジ

Ó

運

用

経

験 Ì 高

ょ

るでは

療な順く

定性であり、 嫁することができず、 ることはできないこと。 :金の値上分を患者に対して転 医 上げ要請について安易に応じ 上げが直接、 矢 |療機関の診療報酬は価格 |療機関の特殊性につい vることから、 各医療機関は電気 医 |療機関の経営 電 電 気料金 気料 余

つい 的見解を示すように質問を投げ ると考えるのであ 電力の一方的な意思表示により ただきたい旨の要請を行ってお かけており 主張を基礎として、 ます。 気需給契約の更新を拒絶でき であるにもかかわらず、 具体的な質問 上げ要請の根拠について8点 ての説明資料を送付してい た さらに、 書面の中では、 をし、 継続的供給契 れば、 電気料金 これらに その 上記 東京 法

平成24年7月10日

森·復旧松本治律事務例

・検士 生川 官介 様 ・検士 関戸 女 様 ・大後士 関戸 女 様 ・大後士 門島 勇大 様 ・ 赤後士 北山 二郎 様 ・ 大後士 北山 昇 様





事例を紹介するも

のです。

今 極的

·回新設された「院内トリアー

ジのあり方を構築する

一助になれば幸いです。

急部門における院内トリアー

ける

ァ

- ジに積!

に取

組

んで来た国立成

育医療研究センター

の

ジ実施料」

を契機

た判断に委ねられています。

本稿は、こうした背景の下、

小児救急医

療

に評価する初めての診療報酬で、

新設された意味は大きいものと言えます。

ジ (患者トリアージ)

ばに

これ

かし、

救急部門における院内トリアー

的

に標準化された指標がなく、

個々の医師、

看護師らの経験と知識に基

初診時に百点)」が新設されま

した。

このことは、

救急外来そのものを直

接

者に対する院内トリアー

ジへの評価として「院内トリアー

・ジ実施

「受任通知」へのご問答ならびにご連絡について

従前の契約に基づいた請求書を

[医療機関に送付して頂きたい

最後に、

従前の

電気需給契約

継

に続していることを前提

ľ

評復 養職もより、医療拡入等と弊社との間の電気療験契約にかかる電気料金その他の契約条件につ いての交換に関する受任通知(平成34年6月21日付)を、平成34年8月28日に受債いたしました。 つきましては、本件に関する弊社が応常口のご案内および貴職のご意見に対する弊社の考え等にいて、下記のとおりご連絡申し上げます。 載え

E

[男社対応官の]

T100-0011

東京都千代回区内幸町1丁目5番3号 新幸機ビルディング

近人省書館 都市エネルギー部 都市第四党業グループ

7ネージャー 西村 英教 L員 加藤 道象 電新: 60-6373-6743 (加藤) マネージャー

PAX: 63-3696-8621~

【食職ものご食児に対する弊社の考えについて】

1. 今級の電気料金値上げに関するお願いの理由等について

弊社は、平成 24 年 5月9日に主新大阪より固定を受けた総合物別事業計画に基づき、今後 中長期にわたり、さらなる意度した経営合理化に取り組み、最大限コストダウンに努めてまい りますが、こうした取り組みをもってしても、燃料費等のコスト増分を飽い、復知な経営状況 を解消することは極めて回難な状況であります。現在の料金水準のままでは、今後も営業原学 が発生し続け、欠損の集積により財務基備のきらなる関体化が進み、円滑な賠償や原子炉の着 深な真止措置、電気の安定供給に重大な影響を及ばすおそれがございます。

このような状況下、弊社としては、姿勢の決断でありましたが、こうした事態を避けるため、 燃料養等のコスト環を繰り込んだ必要最低限の電気料金値上げをお願いさせていただく改竄で こざいます。

なお、このたびの電気料金値上げのお願いに対しては、社団法人日本医師会権をはじめ要数 の医療関係的体よりご問題およびご意見をいただいでおり、都底、値上げをお願いせざるを尋 ない連点や弊社の経営合理化の内容についてご、一般社団法人卓京都同国協会等の呼び掛けで行わ れたものと何っておりますが、同省会に対しても同様の対応を行ってよりましたので、ご該 明路線を試下にお示しいたします。また、このたびの電気料金値上げに関するご説明費料を同 割させていただきますので、ご変質いただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

~ご取用紙件

104.1.20 東京都内陰場合 事務発機に対し献上げた関するご説所を実施

104.3.9 東京都灰粉会像・東京都病院協会福連名による「東京電力電気料会値上げに反対 する意見書: を受損

四4.3.16 東京都密院協会 事務英様に対し基督合理化の詳細説明実施

124.3.27 東京都京院協会 理事会様にて領上げのお願いおよび軽常合理化詳報説明実施 「東京電力電気料金値上げに反対する意見書 (3/9 付)」に対し回答実施

記答書"上"を東京都医剤会様へ"等"を東京都病院協会様へ特許し限病支施 124.5.11 東京都病院協会 事務長様に対し、総合特別事業計算の協定および規制契門の値 上げ申請について、ご助問による内容規模を黄疸

2. 役前の理契期結契約に基づくご情水についてこのたびの理包料金値上げに廃し、弊付は、理処期給約款 (特定限減罪等(条円))(平成20年4月1日実施) IT(沿り1年に基づき、平成24年2月上旬に「新しい理気需検契約についてのお願い」をお送りさせていただくことで、共善派により「別股の意思表示」を行っているとこのでごかいます。 弊社といたしましては、役前の確気無格契約のご契約期間満了以降は、役前のご契約と同一条件での継続ではなく。新しい理処料を比こるご契約をお願いいたしたく協議させていただいているものでごがいます。 したがいまして、今役債職らよりご要請いただいた、ご契約期間責了後も役前の電気需約契約に基づく料金をご請求することにつきましては、お応えいたしかねますので、何本ご問報題のませまりお願いをしましては、お応えいたしかねますので、何本ご問報題のますよりお願いをしませます。

りますようお願い申し上げます。

「偏利期間両了に先だってお客さままた以弊社から別談の意思表示がない場合は、無助契 約は、傷的期間両了後も1年ごとに同一条件で練練されるものといたします。」

[委任対象となる電気需能契約の特定の対策いについて]

を

実施

している医

療機関の約八十六%が、

ア

ジ加算 (三十点)を新設しました。

以

来

小児患者への

院内トリアー

ح

から、

年齢制限なくトリアー

ジを行う有益性が高く評価されることとなり、

対象年齢を制限せずに実施してい

. る ジ

 $\overline{\circ}$ 来受診

年

度

~ 平

成

十四

年)

改定では、

全年齢層の夜間

・深夜

・休日

あ

救

受任通知 (別級) に記載された圧療法人等の名称および任理のみでは、弊社との電気器能報的 が特定できないことからず、自由を認可における弊社との「電気器指列的」に基づいたご契約を 稿、ご契約住所および記答さま計号 (100000-0-00) のような 15 杯の番号、電気ご使用量 の対処らせまたは電気料金等請求書にてご確認ください」をお示しいただきますようお願い申し

※ 放人者とご契約名義が異なるケースや、一投人にて複数の電気需給契約を締結されているケ ス等がこざいます。 自由化限円は、特別高圧・高圧で電気をご使用になるが密さまが対象となります。 仮圧で電

気をご使用になるお客さまは規制銀門のご契約となりますので、ご豪意下さい。

で

存

知

のように救命救

急センター

への

患者集中

-を防ぐ

ために、

厚

独立行政法人

国立成育医_医

療療部研

境

野

資氏

究センタ

働省

ţ ľĆ

一〇一〇年度

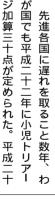
(平成

 \pm

年)

改定で小児救急患者に対する院内

` はじめに





境野 高資氏

引 護 事が必要であり、 傷 使 を意味し、 満たす院内トリアー を有効活用し最大限の救命効果を得る 病者発生時 われた言葉である。 一齢へ拡大されたことは記憶に新し き上げられ、 ・搬送などの決定を行う「災害 トリアー ジ という概念 元々はコーヒー豆の選別 ジとはフランス語で「 には、 その対象も小児から全 念がある。 緊急度に応じ初期 限りある医療資源 ジ実施料は 災害などの多数 選別」 百 トリ 点に ιĵ

部門にお これとは別に、 いても、 欧米各国では院内 緊急度に応じて直

四年度診療報酬改定では

定の基準

を

急

ステップ3

非緊急

120分以内

生理学的評価 (パイタルサイン評価表

ステップ1 第一印象 (迅速な全身状態の評価)

生

蘳

ただちに

もとに、 より、 の院内小児救急トリアー ジガイドライ 当センター)では平成十四年の開設時 る患者群に分けるための方略として ちに医療介入を要す患者群と待機でき につき概説する ンを策定し運用してきた。その経験を Triage and Acuity scaleを参考に独自 院内トリアージ」が発展してきた。 国立成育医療研究センター カナダのCanadian Paediatric 院内トリアー ジの運用の実際 (以下、

トリアー ジがなぜ必要か

ţ

れたとき、 わが子が急病や突然の事故に見舞わ 多くの保護者は慌てふため

> 対で対処可能なこともある。 く。 い小児では、 自ら正確な症状を訴えることのできな であるとされ みから病態の本質を捉えることは困難 明らかな育児不安であれば電話応 般的に保護者の訴えの しかし、

遅延なく精度の高い診療を行うことは い る。 緊急度の判断を行い、緊急度に応じた 五日受け入れ、 の小児救急患者を二十四時間三百六十 きな安心をもたらしてきたと自負して 救急診療を展開してきた。「いつでも、 当センターでは、 地域の小児救急医療システムに大 しかし、 常に」受け入れるという体制 不可能であり、 院内トリアー ジにより 受け入れた患者全てに 主訴に限らず全て 限られ

診察室 待合室 では、 患者を迅速に見出し、 物的・人的医療資源の る診療順決定が不可欠で く院内トリアー 受け付け順の診療ではな 合室での急変を防ぐには、 て判断された緊急度によ なってくる。 優先順位が必要と 隠れた緊急 ジによっ

準緊急

60分以内

三 1の運用 トリアー ジシステ

【図一】当センターの院内トリアージプロセス(4段階トリアージ)

院内トリアージは国際的には5段階トリアージが一般的である。

日本では3~5段階のトリアージ区分を用いている施設が多い。

ステップ2 来院時の状態の評価

(緊急度分類表)

急

15分以内

緊

患者移動先 初療室 態の「 化の可能性がある病態を や「診断」ではなく、 ಕ್ಕ -期に把握することが必 察する診療科の決定. すなわち、 リアー 緊急度」 ジの目的 判断であ 急激な悪 病

トリアージ区分

診察開始までの

自標時間

らない。 きである。 テムの問題として対処・改善されるべ べきものでもない。トリアージによる 医師・看護師の主観的判断で行われる 評価されればならず、一部の経験ある 要とされる。トリアージは、 責任は院長にあり、 不具合が生じた場合、それは院内シス ・ジナー したガイドラインに基づき客観的に スに責任の所在を求めてはな 従って、 個々の担当トリア トリアー 院内の統 ジの最終

酸素、 者 必要な器具 ためバイタルサインや迅速血糖測定に 期的な再評価を行う必要がある。その くないと判断された患者に対しても定 処置を含めた対応を行い、 者に対し医師に引継ぐまでの一次救命 断のみで終わらない。 バシーに配慮した構造が求められる。 ない導線の確保が理想である。また、 ジ・ルームを通過しないと待合に入れ 在 な配慮も必要とされる。 さらに小児トリアージにおいては、 トリアー トリアー をその他の患者と接触させないよう する事態を避けるため、 トリアー 水痘など流行性疾患が疑われる患 吸引などの設備は必須である ジ・ルームには患者のプライ ジナースの役割は、 ジ未実施・実施済患者が混 一式に加え、 緊急度の高い患 緊急コール、 緊急度の高 トリアー 緊急度判 麻

四 トリアー ジのプロセス

われる。【図一】各ステップで速やかに サイン (ステップ三) という手順で行 蘇生」 緊急度判断は、 分類表 (ステップニ)、バイタル 及び「緊急」に該当する患者を 第 一印象 (ステップ

を用い、

緊急度判断を行う。

■ E : Event

蘇生・緊急トリアージと判断された

 $\overline{}$

どもを動揺させ、 患者に触れる前に迅速かつ多くの情報 くする。また、 ステップ二に進む。 を取る努力が重要である。 態を悪化させるリスクがある。 全身状態が「良好」と判断されれば 泣かせることで呼吸状 その後の評価を難し 性急な接触は、 まずは 子

ステップニ:分類表

 \equiv 【表一】に代表される主訴を含めた病歴 児患者の両者から主観的情報を引き出 考えるストーリーが異なるケース」 致しないケース」 絞った身体の観察を行う。 を数分以内で聴取する。 い病態を念頭に置いておく。 存在することもあり注意を要する。 し整理する。 常に症状から予測される緊急度の高 施設内で統 しかし「主訴と病態が 一された分類表 や、「病態と保護者の 同時に焦点を 保護者と小 SAMPLE 表

-期に抽出することが重要である。

場 合、

ステップーに沿った対応を行う。

ステップー・ 第 印

置を開始する。ぐったりして元気がな (蘇生トリアージ) はトリアージを中 定を行う。 合 (緊急トリアージ)、トリアージを 止し、応援要請を行いつつ一次救命処 なわち「要蘇生」と判断された場合 与・モニター 装着・バイタルサイン測 れるよう調整を行いながら、 いったん中止し、 身状態を把握する。 数秒以内でその患者の大まかな全 傾眠など、「不良」と判断した場 『・呼吸・皮膚色の三要素をもと 早急に診察が開始さ 危急的な状態、す 酸素投

Ę トリ アージの 原則 とがあり注意を要する。

揺などはバイタルサインを修飾するこ

患者の安静度、

発熱、

啼泣、

疼痛、

動

などを作成しておく方が簡便であ 正常値は異なるため、評価表【表三】 は年齢・発達に応じバイタルサインの てトリアージ区分を決定する。

ಕ್ಕ

リアー

ジは、

救急患者の来院から

-] SAMPLE S: Symptoms (主訴) A: Allergy (アレルギー) M: Medication (薬剤) P: Past History (基礎疾患・既往歴) Pregnancy 終生理・妊娠の可能性) (最終経口飲食の時間・内容) L: Last meal

(現病歴)

小児の場合は上紀に加えて大まかな体質を聴取しておくことが譲ましい。

その他の場合はステップ三に進む。

 \equiv ステップ三・バイタルサイン 魝

定

から逸脱していれば、 測定されたバイタルサインが正常値 、その程度に応じ

小児で

【表二】緊急度分類表の例(国立成育医療研究センタートリアージガイドラインより一部抜粋)

| 症状 蘇 生 緊 急 準緊急 非緊急 一种枢神経 整理 |
|--|
| 中枢神経 理解性・意識精明 一次の一部 一述 一述 一述 一述 一述 一述 一述 |
| SpO2 2 90~93% 発括・会話不能、チアノーゼ アナフィラキシー 上気適開塞: 窒息、著明な流涎、 著明な吸気時熱没呼吸・機構 下気道閉塞: 穿破不全 上気道閉塞: 穿破不全 上気道閉塞: 穿破不全 上気道閉塞: 穿破不全 上気道閉塞: 安静時の吸気性環境 下気道閉塞: 呼吸不全 上気道閉塞: 野吸不全 上気道閉塞: 野吸不全 上気道閉塞: 野吸不全 上気道閉塞: 野吸不全 上気道閉塞: 一切の間に 中吸・調理 中吸・直消失 「大道閉塞・ 一切の間に 中吸・直消失 「大道閉塞・ 一切の間に 中吸・変化 中吸・水を使・水を使・水を使・水を使・水を使・水を使・水を使・水を使・水を使・水を使 |
| 高度の徐脈 |
| |
| 数血症性ショック 全身状態不良・末梢循環不全を伴うもの 海流療法満で≧40℃ 気液症状が明確で元気 免疫不全状態・免疫抑制状態にあるもの 水分原取下良 (→脱水の評価) (感染症) 考慮マイラ素健疾態 漢3ヶ月末満児の発熱 (≧38.0℃) 関節の炎症所見を疑う異熱 女児:満2度未満/男児:満6ヶ月末 |
| 復理血液量減少性ショック (本帯海感、CRT23秒) 波が出ない、皮膚ツルゴール低下 肥汁性嘔吐・血性嘔吐 急性態定旋い、歩けない等) 明らかな腹部能満 吐血・下血、腰部症状を伴う薄明な血便 性性・下角 (脱水) (脱水) (脱水) (脱水) それほどぐったりはしていないが、 原水の関係あり 128時間以上排尿なし 果児で予量・水棒性下南1日6回以上 水分摂取足とに嘔吐/配理が回 ・水分摂取とに電吐/配理が回 ・大分摂取とに電吐/配理が回 ・大分摂取とに電吐/配理が回 ・大分摂取とに電吐/配理が回 ・大分摂取とに電性が回 ・大分摂取とに電性が回 ・大分摂取とに電性が回 ・大分摂取とに電性が回 ・大分摂取とに電性が回 ・大分摂取とに電性が回 ・大分摂取とに電性が回 ・大分摂取とに電性が回 ・大分摂取とに電性が回 ・大分摂取とに電性が回 ・大分摂取は ・大分摂取とに電性が回 ・大分摂取とに電性が回 ・大分摂取とは一体では ・大分摂取とは一体では ・大分摂取とは一体では ・大分摂取とは一体では ・大分摂取とは一体では ・大分摂取とは一体では ・大分摂取とに電性が回 ・大分摂取とに電性が回 ・大分摂取とに電性が回 ・大分摂取とに電性が回 ・大分摂取とは一体では ・大分摂取とは一体では ・大分摂取とは一体では ・大分摂取とは一体では ・大分摂取とは ・大分摂取とは ・大分摂取とは ・大分摂取とは ・大分摂取とは ・大分摂取とは ・大分摂取とに ・大の発取しまする ・大の表取と ・大分摂取と ・大の表取と ・大の表取と ・大の表取と ・大の表取と ・大の表取と ・大の表取と ・大の表取と ・大の表取と ・大の表取と ・大の表取と ・大の表取と ・大の表取と ・大の表取と ・大の表取と ・大の表取と ・大の表面を ・大のる。 ・大のる。 ・大のる。 ・大のる ・大の表面を ・大のる ・大のる。 ・大のる |
| 簡譲、痛み刺激に無反応 遠端か害(異奪・傾抵)→類植圏定 無症状・神験症状あり 頭露圧骨折を見う所見 (髄液薬,バトル徴候,パンダ自微候) 原識が上が悪行性に悪化 頭の上が強力がした。 原本がようる電気・嘔吐・頭痛 原神致外科手術既往 抗凝影療法中 |
| アナフィラキシー 新たな業頃 紫斑 (アレルギー性業斑病の診断あり) アトピー性皮膚炎増悪 |
| で で で で で で で で で で |

タッ 身の経験等を基準に「 ジは患者の不利益に直結するので、 アー 易に把握できない患者に注意する。 緊急度判断に迷う場合は、 ・ジは フで確認する。 容認する。 アンダー またオー より軽傷に判 バー

不良もしくは不良の可能性が高い患者

第

Ŕ 第 まず全患者 一印象が

よりトリアージを開始する。

やおくるみなどにより第一 複数のス 印 トリアー 場が トリ

アージ待ちという事態が発生する場合

そのような場合、 象の把握に努

かし多数患者の同時来院など、

トリ

五

分以内に行わ

れるべきとされる。

する

ことは慎むべきである

【表三】小児のバイタルサイン評価表

| 年齢 | 呼吸数 | | 脈拍数 | | | |
|--------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|
| | 2SD | 1SD | 正常範囲 | 2SD | 1SD | 正常範囲 |
| 3ヶ月未満 | 10-80 | 20-70 | 30-60 | 40-230 | 65-205 | 90-180 |
| 3~6ヶ月 | 10-80 | 20-70 | 30-60 | 40-210 | 63-180 | 80-160 |
| 6~12ヶ月 | 10-80 | 17-55 | 25-45 | 40-180 | 30-160 | 80-140 |
| 1~3歳 | 10-40 | 15-35 | 20-30 | 40-165 | 58-145 | 75 - 130 |
| 3~6歳 | 8-32 | 12-28 | 16-24 | 40-140 | 55 - 125 | 70 - 110 |
| 6~10歳 | 8-26 | 16-24 | 14-20 | 30-120 | 45 - 105 | 60-90 |

収縮期血圧(正常下限): 70+年齢(歳)×2mmHg(1ヶ月未満60mmHg) 呼吸数・統治が正常範囲を超えた場合、ISDまでなら準緊急、ISD~2SDなら緊急、 2SDを逸脱した場合は蘇生とトリアージ区分する。

循環不全を伴い、酸素投与で改善しない脈拍数60未満の徐脈を呈する児には、 速やかに一次救命処置を開始する。 小児の低血圧は心停止が切迫しており注意。

究センター 多くの助言をいただきました。 小児救急看護認定看護師 謝の意を表させていただきます。 本稿作成にあたり、 救急センター 国立成育医 副看護師 林 幸子氏に 長

する の 例 の精度は増 リアー ジガイドラインを再評価・改定 |検討会やトリアージ部会を正規業務 症例を蓄積し施設の経験をもとにト 一環として定期的に開催することが していく。 院内トリアー ジシステム このためには症

要であ

プラウド綾瀬

暮らしを変える 始発駅徒歩3分の価値を。

東京メトローナ代田線 「大手町」直通19分



モデルルーム公開中

全戸73㎡超

充実の収納

角住戸比率2/3超

全戸南向き

お問い合わせは「ブラウド被撤」マンションギャラリー

0120 - 335 - 778 受付時間 $_{/0.00AM \sim 6.00PM}$ 定休日/火水曜日定休

詳しい情報はホームページから WWW.D-avase.jD

プラウド綾瀬 検索 [売主]

本広告を行ない、取引を開始するまでは、契約または予 始かるまでは、美別まだは予 約およびお申込み順位の確 保等には応じられません。予 めご了承ください。販売予定 時期/平成24年8月下旬

「プラウド綾瀬」子告物件概要●所在地/東京都足立区綾瀬3丁目6番9(地番)●交通/東京メトロ千代田線・JR常磐線「綾瀬」駅徒歩3分●用途地域/商業地域●敷地面積/715.57㎡●構造・規模/鉄筋コンクリート造地上15階●建築権認番号/第下BTC11A0098号(平成24年1月19日付)●総戸数/43戸●販売戸数/未定●間取り/3LDK●専有面積/73.66㎡~78.94㎡●パルコニー面積/8.22㎡~13.34㎡●子定販売価格/未定●管理費等/未定●管理形態/区分所有者全員に管理組合を結成していただき、選告・管理業務は管理会社に委託予定●売主/野村不動産株式会社 国土交通大臣(12)1370号、(一社)不動産協会会員、(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟、本社・東京都有日での場面有1.962多報で割り上の地工/西武建設株式会社 国土党通大臣(12)1570号、(一社)不動産協会会員、(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟、本社・東京都有日(2623年9月中旬年の場合会会員、(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟、本社・東京都有日(2623年9月中旬年の場合会会員、(公社)首都圏不動産公共年8月下旬米本物件は一括して販売するか分割して販売するか未定です。上記の専有面積等は未分譲の全戸に対してのものです。販売戸数等につきましては本広告で表示させて頂きます。米異載の完成予測以出前風を開始を表に強いためで実際とは異なります。北美報の完成予測以出前風を開始をは一部名等とは集中化しております。他以についてはからで表面とは表生成立を対しままた。今後変更になる場合があります。なり、外観の報告表と表していまれません。また時間は会ります。現場は変わる可能性があり、将来にわたって保証されるものではありません。米美報の所要時間は日中平常時のもので乗り景え、持ち時間は合みません。また時間前により異なります。